

法科大学院対応状況報告書

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

評価実施年度： 令和5年度

対象となる基準	基準3－4
☒ 改善を要する点 ☐ 改善が望ましい点	○各授業科目における授業時間の設定として、法学政治学研究科規則における規定内容は、1単位当たり毎週1時間15回の授業を実施することを前提としているが、実際に実施されている1回当たりの授業時間及び授業回数は、当該規則における規定内容と整合していない。
対応状況	令和6年5月7日付けで法学政治学研究科規則第34条の改正を行った。
根拠資料・データ	東京大学大学院法学政治学研究科規則の一部を改正する規則（令和6年5月7日東大規則第2号）

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☒し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。